第五条の十二及び第五条の十三を次のように改める。

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の十二　施行令第五条の八第一項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の六第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所（当該個人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しとする。

2　法第十条の六第一項第一号に規定する財務省令で定める理由は、同項の規定の適用を受けようとする個人の都合による雇用対策法施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

（公害防止用設備の特別償却）

第五条の十三　施行令第五条の十第二項に規定する財務省令で定める物質は、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に掲げる物質とする。

第五条の十四第一項中「第五条の十二第一項」を「第五条の十一第一項」に、「第十一条の三第一項の」を「第十一条の二第一項の」に改め、同項第一号中「第十一条の三第一項第一号」を「第十一条の二第一項第一号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この項において「旧特別措置法」という。）」に改め、同項第二号中「第十一条の三第一項第二号」を「第十一条の二第一項第二号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同項第三号中「第十一条の三第一項第三号」を「第十一条の二第一項第三号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同項第四号中「第十一条の三第一項第四号」を「第十一条の二第一項第四号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同条第二項中「第五条の十二第二項」を「第五条の十一第二項」に改め、同項第一号中「第十一条の三第二項第一号に掲げる」を「第十一条の二第二項」に改め、同号ロ中「第十一条の三第二項第一号」を「第十一条の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「第十一条の三第二項第二号に掲げる」を「第十一条の二第二項」に改め、同号ロ中「第十一条の三第二項第二号」を「第十一条の二第二項第二号」に改める。

第五条の十六中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第五条の十七第一項中「第六条の三第五項第一号ロ」を「第六条の三第五項第二号ロ」に改める。

第五条の十八を削る。

第五条の十九の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第六条の六第五項及び第六項」を「第六条の六第四項から第七項まで」に改め、同項を同条とし、同条を第五条の十八とする。

第五条の二十を第五条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第五条の二十　施行令第六条の九に規定する財務省令で定める書類は、厚生労働大臣の法第十三条の四第一項の規定の適用を受けようとする個人につき次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三条の認定（当該個人が同項に規定する指定期間内において最初に受けるものに限る。）をした旨を証する書類の写し及び当該認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間が明らかとなる書類の写しとする。

第六条を次のように改める。

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）

第六条　施行令第七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項に規定する申請書の写し及び都道府県知事の同法第七条第三項の登録をした旨を証する書類の写しとする。

第六条の二の見出しを「（特定再開発建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「第七条の二第十項第一号」を「第七条の二第八項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第七条の二第十項第二号」を「第七条の二第八項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第七条の二第十二項」を「第七条の二第十項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法第十四条の二第二項第一号に掲げる建築物　当該建築物に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に規定する確認済証（以下この項において「確認済証」という。）の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）

第六条の二第五項第三号を削り、同項第四号中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十四条の二第二項第四号」に、「第七条の二第十項第二号」を「第七条の二第八項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第四項とする。

第六条の三第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第九条の二の見出しを「（新鉱床探鉱費の特別控除）」に改める。

第九条の三第一項中「第二十五条の二第三号から第七号までに掲げる交付金又は補助金」を「第二十五条の二第三号から第五号までに掲げる交付金」に改める。

第九条の五第一項中「乳牛は、」を「交雑牛又は乳牛は、交雑牛にあつては」に、「第三条第二項第八号」を「第三条第二項第十一号に掲げる種別である牛とし、乳牛にあつては同項第八号」に改め、同条第二項中「掲げる事項と」を「定める事項と」に改め、同条第三項中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第九条の八第一項中「（平成十七年法律第四十号）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例）

第九条の九　施行令第十八条の四第三項第九号に規定する財務省令で定める事業は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条第二十一号に掲げる事業とする。

第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」を付し、同条第二項第六号中「既に他の特定新株予約権等」の下に「又は法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権（以下この号において「特定外国新株予約権」という。）」を、「株式会社」の下に「又は当該特定外国新株予約権に係る同項に規定する付与決議等のあつた同項に規定する特定外国株式会社及び当該特定外国株式会社に係る同項に規定する認定事業会社」を、「した当該他の特定外国新株予約権等」の下に「又は当該特定外国新株予約権」を、「権利行使価額」の下に「（特定外国新株予約権にあつては、当該行使に際し払い込むべき金額）」を加え、同条第十一項第五号中「、数及び」を「及び数並びに」に改め、同条第十二項中「この項」の下に「及び次条第十項」を加え、同項第四号中「又は所在地を」を「及び所在地を」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「法第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者（次条から第九十条の五まで（先物取引に関する支払調書）を「国内に恒久的施設を有する非居住者（法第二百二十五条第一項第十号（支払調書）に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。次条から第九十条の六まで（金地金等の譲渡の対価の支払調書）に、「国内に恒久的施設を有する非居住者」という。）を「同じ。）に、「法第二百二十五条第一項第十号」を「法第二百二十五条第一項第十号の二」に、「第十九条の三第二十五項」を「第十九条の三第二十三項」に、「される法第二百二十五条第一項第十号」を「される法第二百二十五条第一項第十号の二」に、「第十九条の三第二十六項」を「第十九条の三第二十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第十九条の三第二十五項」を「第十九条の三第二十四項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第十一条の四第一項中「第十九条の四第一号」を「第十九条の五第一号」に改め、同条第二項中「第十九条の四第二号」を「第十九条の五第二号」に、「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改め、同条第三項中「第十九条の四第二号に規定する財務省令」を「第十九条の五第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に、「第十九条の四第二号」を「第十九条の五第二号」に改め、同項第二号中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改め、同条を第十一条の五とする。